

# 「インボイス・電子帳簿保存制度」 ～税務調査対応を踏まえて～

十文字俊郎税理士事務所

十文字俊郎税理士事務所

データ保存対応が必要な事項と問題点

Q インボイス・新電子帳簿保存制度へは、どのような問題に対応する必要がありますでしょうか。

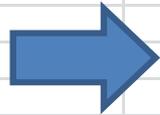
電子取引情報



令和6年から開始する電子取引の取引情報

データ保存

適格請求書



令和5年10月から開始(新たな保存義務と電子取引の規定)

いつからどうやって対応するか？

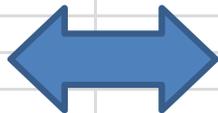
帳簿

書類



承認手続き廃止

データ



書類

帳簿

紙に出力するかデータで保存するか？

スキャナ

承認不要

保存要件緩和



重加算税+10%

スキャナ保存するか、紙保存を継続するか？

## 研修構成

## 標準的な構成

## 制度概要

パンフレットや  
図表などを用  
いて法令を解  
説。「帳簿」「書  
類」「スキャナ」  
「電子取引情

## 詳細説明

令和3年度以  
降の新制度に  
ついて、改正  
の概要と併せ  
て解説

## 保存要件

保存するデー  
タの種類ごと  
にそれぞれの保  
存要件を詳しく  
解説

## 対応方法

どのように保存  
すればよいか  
・導入システム  
・運用規程  
・保存手続き  
・(導入)留意点

## 今回の研修校正

## 対応する理由

(中小企業が)  
電帳法に対応し  
なければならない  
のはなぜか？  
どのようなリスク  
があるのか？

## 制度概要

法令の趣旨  
対象  
改正概要  
保存要件  
\*ポイントのみ

## インボイス制度

インボイス制度  
(データ保存)の  
概要  
・発行義務  
・控え保存義務  
・仕入税額控除

## 税務調査

税務調査への影  
響(変更)  
・項目  
・問題点  
・留意事項

## 留意事項

電帳法対応の  
・優先事項  
・留意事項  
等

# Q1

十文字俊郎税理士事務所

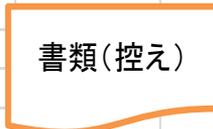
電子化する理由

Q 電子帳簿保存制度が大きく変わりましたが、今後は大企業だけでなく中小企業も電帳法に対応したデータの保存が必要になるのでしょうか？

大規模事業者

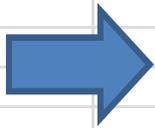


膨大な量で、事実上、紙に出力することはできない



データ保存しかできない

小規模事業者



紙に出力して保存することは可能



新電帳法は、何も対応しないと税務リスク(税務調査への対応)が拡大  
⇒①帳簿②電子取引情報③スキャナ④書類の順に大きな影響

大企業と中小企業では電子化(電帳法対応)するメリットやデメリットが大きく違う？  
導入するシステム、対応方法 ⇒ 大企業と中小企業では根本的に異なる

# Q1

十文字俊郎税理士事務所

電子化のメリットとデメリット

新制度により電子化するメリットよりも電子化しないデメリットがあるのでは？

DX化によるメリット

業務処理の電子化

業務効率化

処理適正化

カバランス強化

帳簿書類の電子化

書類保存の削減

保存事務の負担軽減

加算税の減額(優良)

取引書類の電子化

書面取引の削減

事業効率化

事業拡大

電子化しないデメリット

違反処分

課税処分

その他

いずれも税務調査に関連

税務調査の影響範囲

事業者

指摘事項

調査手段

調査期間

税務調査への影響範囲や内容は、税務調査に連動する  
大企業と中小企業では税務調査(期間、調査内容、指摘事項、問題点、対象者)に大きな違いが！

## Q2

電帳法対応の基本

Q 帳簿や書類をデータで保存する場合、中小企業と大企業では対応方法に違いがありますか。

対応システムの導入

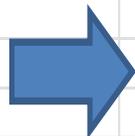


システムの運用ルール



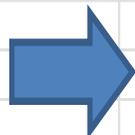
対応する事務処理規程

中小企業



標準的なシステムの導入、運用ルール、事務処理規程での対応が可能

中小企業以外



独自システムの導入

システムのカスタマイズ

独自システムの運用ルール

カスタマイズに併せた運用ルール

独自システム対応の事務処理規程

カスタマイズに対応した事務処理規程

## Q16

電帳法の目的

Q 電帳法はどのような目的で定められた法令ですか。

(国税関係帳簿書類の)負担軽減

納税者

データ

書類

帳簿

保存

出力(保存)しないことができる

国税の納税義務の適正な履行を確保

税務署

税務調査による確認に支障がないよう

データ保存方法(保存要件)を定めている

納税義務の適正な履行  
= 税務調査に支障がない

## Q17

十文字俊郎税理士事務所

## 電帳法の特徴

Q 取引書類をデータで保存する場合と、電子取引の取引データを保存する場合にはどのような違いがあるのでしょうか。

## 帳簿書類の保存方法の特例(データ保存)

帳簿

書類

書面

書面

データ

対象、手続き  
保存方法

## (電子)取引情報の保存義務と方法

電子取引情報

電子取引  
情報

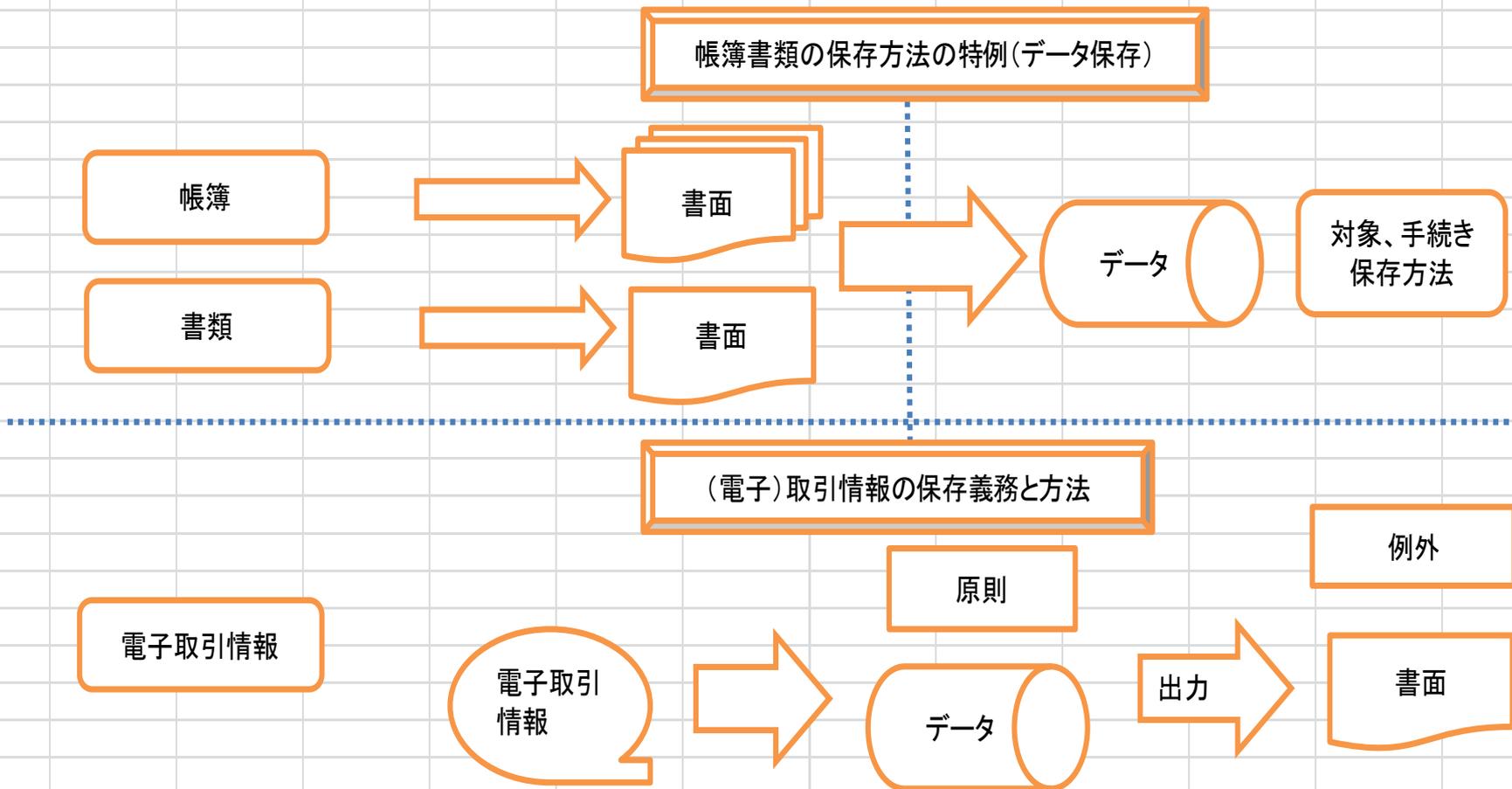
原則

データ

出力

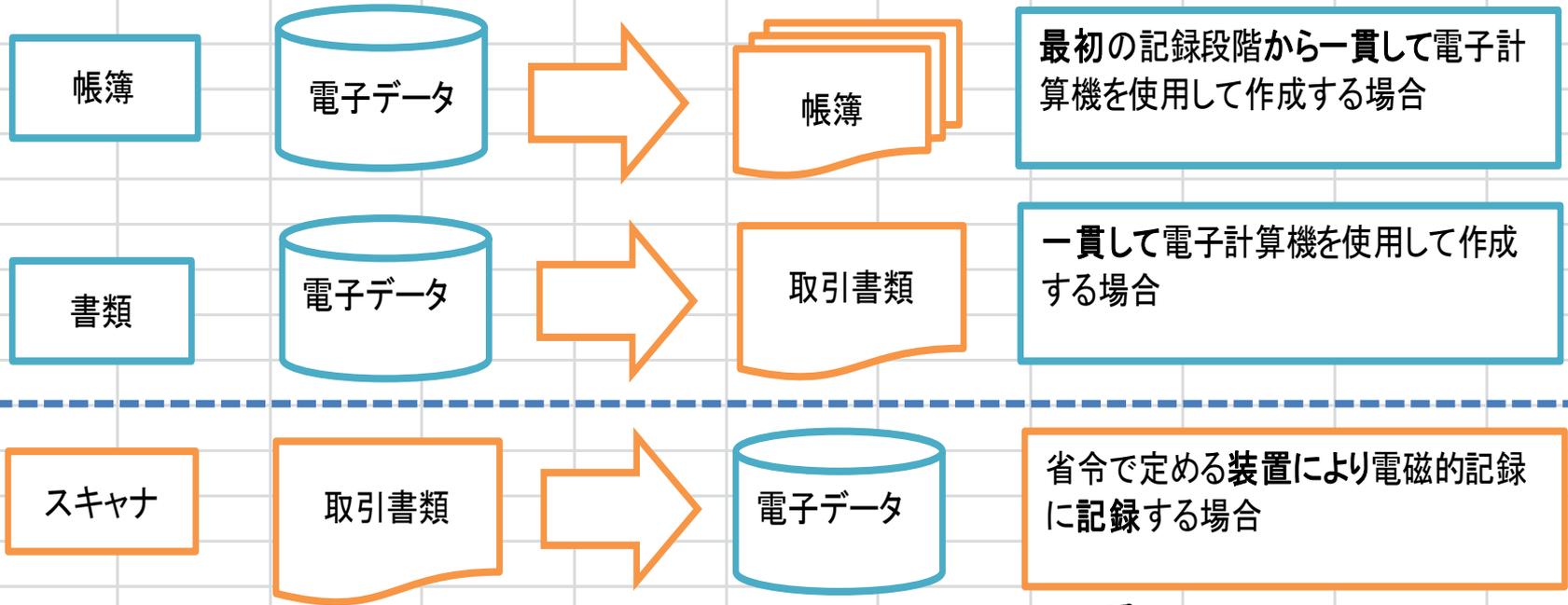
例外

書面



データ保存できる帳簿書類

Q 納税者が作成する帳簿や書類のうち、データで保存できるものはどのような帳簿や書類がありますか。



スキャナ保存のデータは「帳簿」「書類」と反対の作成方法(紙からデータ)

## Q29

十文字俊郎税理士事務所

旧制度と新制度

Q 電子帳簿保存制度は、いつから新制度になったのでしょうか。

現行の保存制度

平成10年7月

平成17年4月

令和2年度

令和3年度

令和4年度

令和5年度

電帳法施行

スキャナ保存開始

令和2年10月

令和4年1月

令和4年4月

電子取引情報の保存方法  
・タイムスタンプ付きデータ  
・訂正削除履歴システムが追加

承認制度の廃止  
電子取引書面廃止  
加算税制度整備  
優良な電子帳簿  
保存要件全面改定  
(ダウンロード要件ほか)

タイムスタンプ  
データ通信協会⇒  
総務大臣認証へ  
電子取引書面保存  
有恕(実質延期)

電子取引書面保存  
⇒ ダウンロード要件緩和  
スキャナ要件緩和  
優良電子帳簿の範囲緩和(例示)

インボイス制度

令和5年10月

登録制度  
適格請求書の発行  
適格請求書の保存  
⇒ 書面または電磁的記録  
適格請求書控え保存義務化  
帳簿のみの仕入控除要件大幅変更(請求書保存困難取引限定)

Q31

令和3年度改正の概要

Q 令和3年度の電帳法改正は、どのような改正が行われたのでしょうか。

法令

廃止

承認制度  
(事前の承認)

電子取引データの保存  
(書面保存の廃止)

新規

過少申告加算税の減額  
(特例国税関係帳簿)

重加算税の割増し  
(スキャナ、電子取引情報)

施行  
規則

変更

保存方法の変更

帳簿

書類

スキャナ

電子取引情報

追加

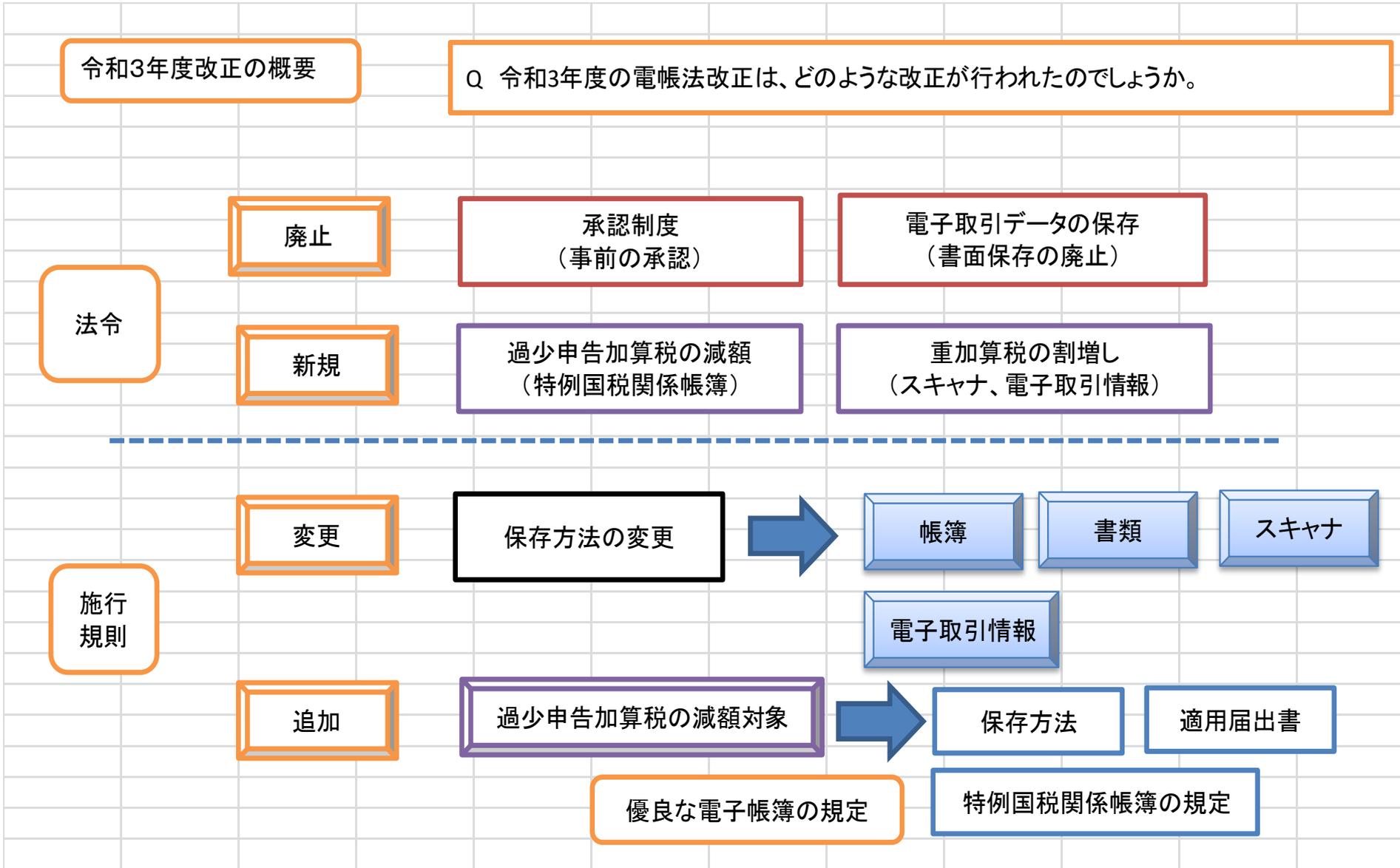
過少申告加算税の減額対象

保存方法

適用届出書

優良な電子帳簿の規定

特例国税関係帳簿の規定



## Q45

十文字俊郎税理士事務所

令和5年度改正の概要

Q 令和5年度の電帳法改正事項は何でしょうか。

電子取引情報

書面保存廃止に伴う検索機能要件の緩和(書面+ダウンロード)

(検索要件が不要となる)小規模事業者の基準引き上げ(5千万以下)

スキャナ保存

保存要件の緩和

入力者の情報確認

解像度、階調、大きさの情報

帳簿との関連性

優良な電子帳簿

過少申告加算税の減額対象帳簿(すべての特例国税関係帳簿)を緩和

## Q46

十文字俊郎税理士事務所

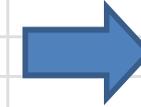
令和5年度改正の概要その1

Q 令和5年度改正で整備された電子取引に係る猶予措置とは何ですか。

出力した書面の保存は令和5年12月末で廃止(取引データの保存が必要)

電子取引情報

出力した書面

取引  
データ

検索機能要件緩和

相当な理由がある場合、出力書面の提出及びデータのダウンロードに応じること  
 「主要な検索条件 + ダウンロード」⇒「ダウンロード」(検索要件の確保不要)

原則

売上高1千万超

検索機能の要件



ダウンロード

例外

売上高1千万以下



不要

ダウンロード

売上高5千万以下

売上高1千万以下の場合ダウンロード要件のみ(検索機能すべて不要)  
 ⇒ 売上高基準を5千万以下に引き上げ

## Q63

十文字俊郎税理士事務所

## 保存義務の範囲

Q 保存が必要な電子取引の取引情報とは、具体的にどのようなデータでしょうか。

所得税

すべての  
取引書類

電子取引情報

相手方から受け取った取引情報

発行した取引情報の控え(データ)

法人税

取引情報の範囲は所得税及び法人税で定める取引書類と同じ(すべての取引書類)

消費税

適格請求書の  
電磁的記録

電子取引情報

相手方から受け取った取引情報

発行した取引情報の控え(データ)

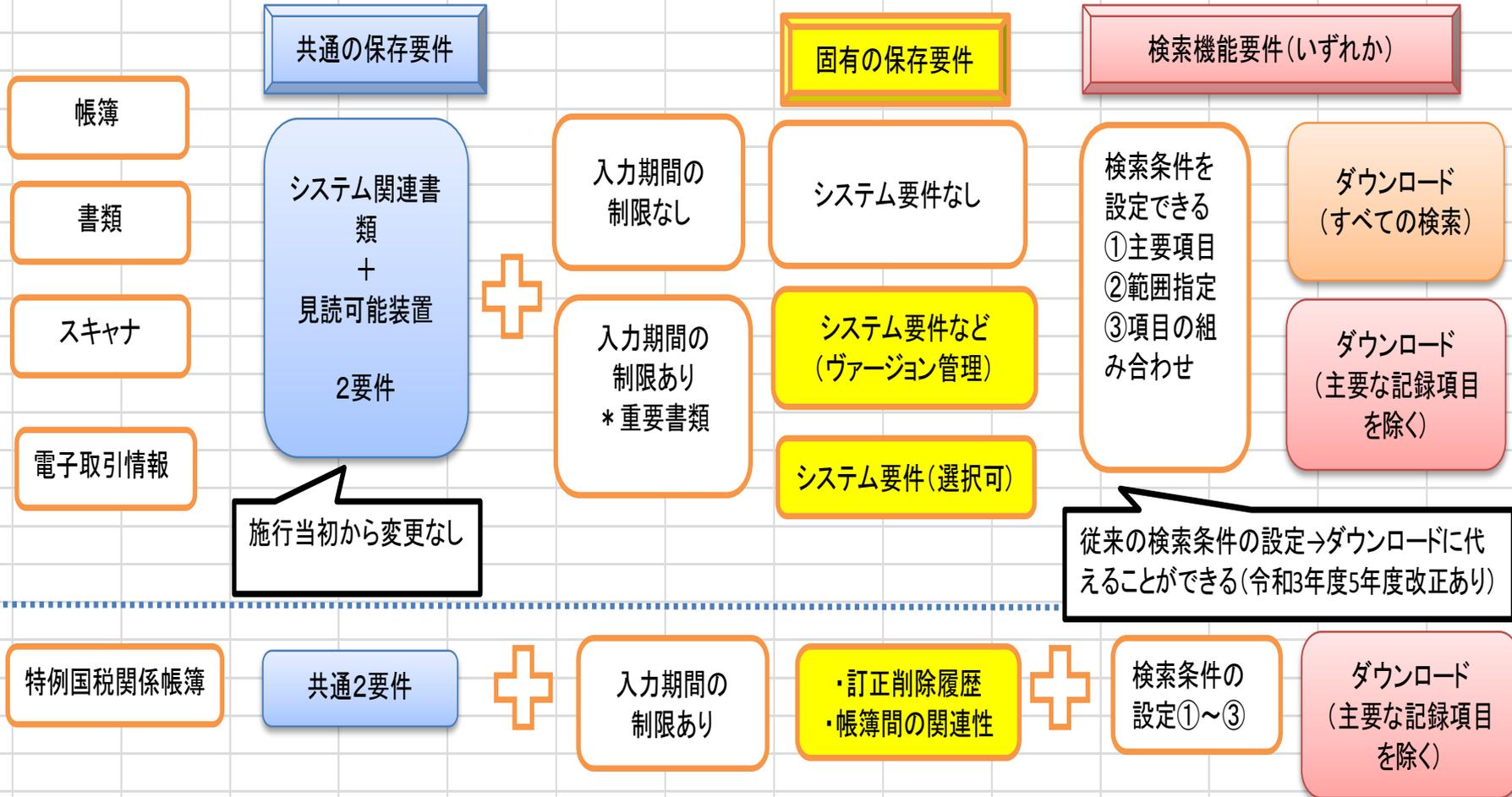
消費税は適格請求書の取引情報を保存(仕入税額控除の要件)

Q66

十文字俊郎税理士事務所

保存要件に種類

Q データを保存する際に電帳法で定められている保存要件には、どのようなものがありますか。



# Q67

十文字俊郎税理士事務所

共通の保存要件

Q すべてのデータに共通する保存要件は、どのようなものがありますか。

システム関連書類の備付け



見読可能装置の確保

システム関連書類

保存場所に備付ける

システム概要書

システム開発関係書類

システム操作説明書

保存に関する事務書類

所有

フロー図

仕様書(定義書)

運用マニュアル

電子版保存簿書規定(目録等)

賃借

パンフレット

使用許諾権契約書

更新処理の書類

データ保管委託契約書

見読可能装置

保存場所に備付ける

電子計算機

プログラム

ディスプレイ

プリンタ

操作説明書

画面

書面

整然とした形式

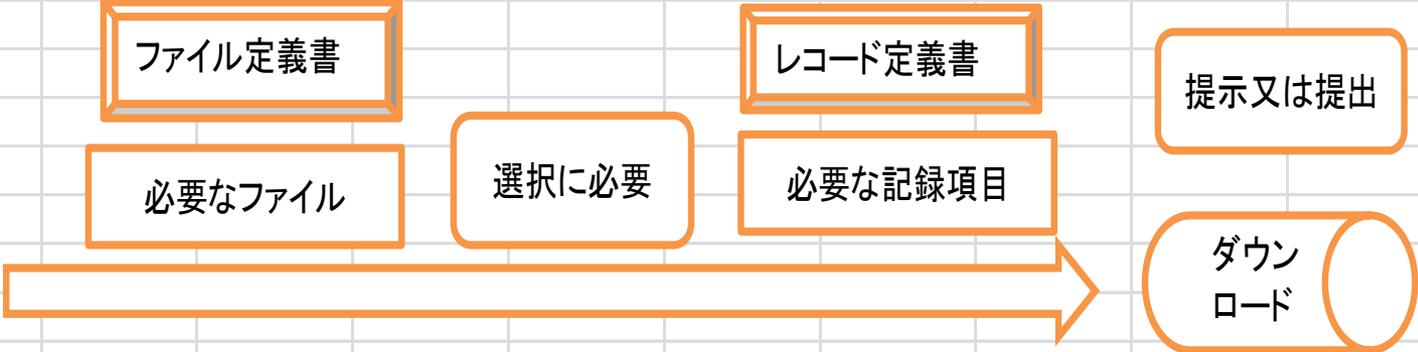
明瞭な状態

Q71

ダウンロード

Q 検索機能の要件として新たに定められたダウンロード要件とは、どのようなものでしょうか。

システム



税務職員から提示又は提出の要求(ダウンロードの求め)があった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にその求めに応じること(電帳通達4-14抜粋)



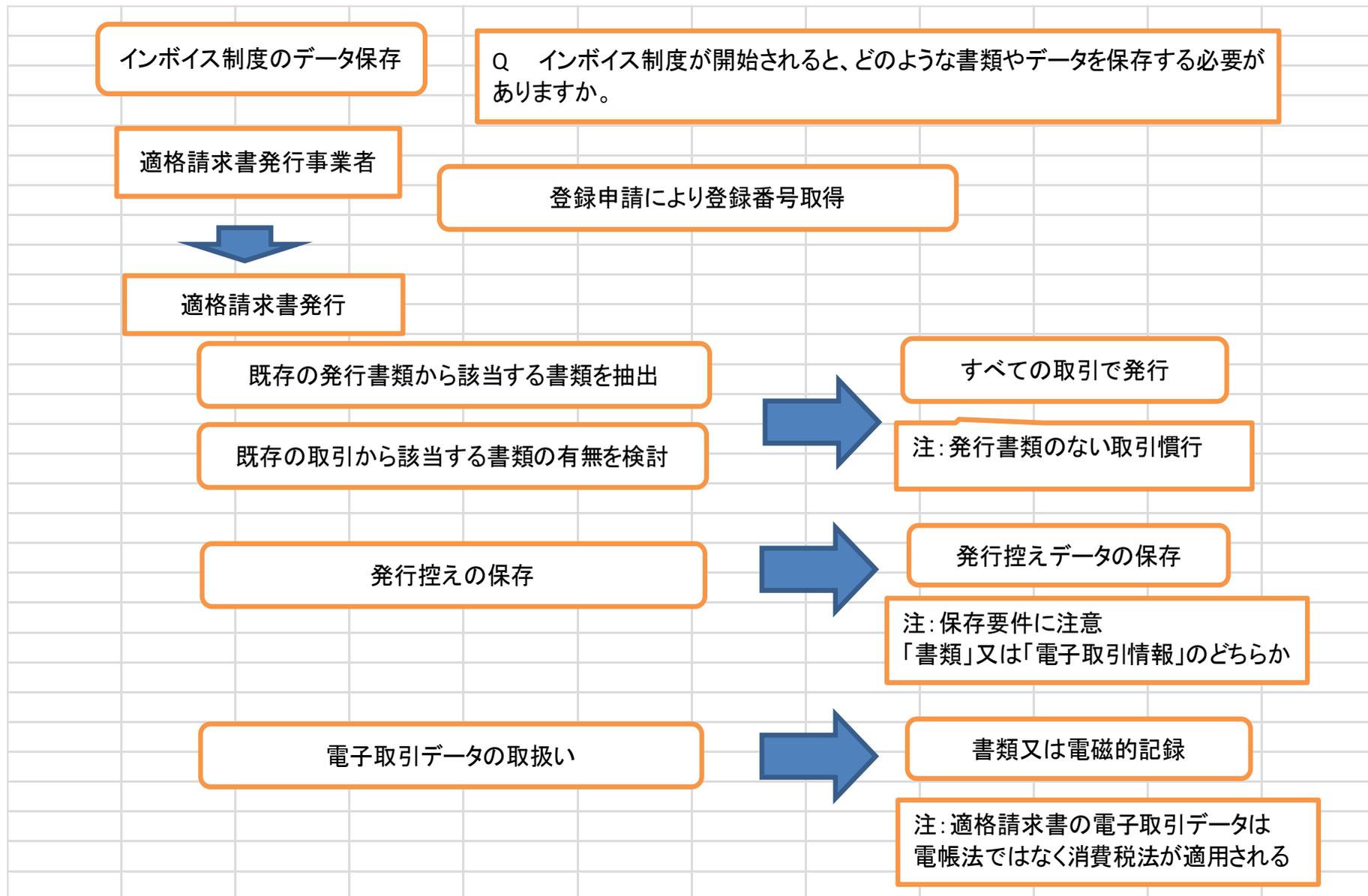
ダウンロードの要求に応じること、税務職員の求めのすべてに応じること

帳簿は仕訳情報となるため、取引書類(情報)ごとに照合可能な記録を保存する

取引ごとでない集約情報(諸口や合計金額)に要注意

## Q93

十文字俊郎税理士事務所



## Q94

十文字俊郎税理士事務所

(インボイス)データ保存準備

Q インボイス制度が導入されると、書類やデータを保存するにはどのような準備や検討が必要ですか。

発行方法

①書面

②データ

③書面とデータ

書類の保存要件

データ保存要件

書面とデータの保存要件

整然、かつ、明瞭な状態で整理して保存

電帳法の保存要件に従って保存

書類

スキャナ

電子取引

(消費税の)  
帳簿

①書面

書面の保存要件

データ

一般の電子帳簿

優良な電子帳簿

## Q100

十文字俊郎税理士事務所

## 適格請求書発行者の義務

Q 適格請求書の発行事業者にはどのような義務があるのでしょうか。

これまで

請求書

相手先(取引先)

請求書の発行は事業者が必要な場合に発行

令和5年10月

適格請求書

相手先(取引先)

適格請求書は必ず発行しなければならない(発行義務)

適格請求書発行事業者は国内において課税資産の譲渡等を行った場合において(略)他の事業者から適格請求書の交付を求められたときは適格請求書を交付しなければならない(法57条の4 抜粋)。

## Q102

十文字俊郎税理士事務所

## 発行方法の種類と保存方法

Q 適格請求書の作成方法や発行方法はどのように選択すればよいのでしょうか。

方法	相手先	発行方法	控えの保存方法	受領	(受領)保存方法	
発行	書類	書面	書面(手書き等)	書類	書類	
			データ(「書類」)			
			データ(「スキャナ」)			データ「スキャナ」
	データ(電子取引)	電子(データ)	データ(「電子取引」)	データ	データ(「電子取引」)	
	書類又はデータ (正本)	書面	書類に準じて取り扱う			
		電子(データ)	データに準じて取り扱う			

注：出力した書面の保存は令和5年末まで

## Q115

十文字俊郎税理士事務所

消費税の帳簿

Q 消費税の帳簿とはどのようなものでしょうか。

根拠	名称	対象者	帳簿の種類	義務等	
法58条	帳簿の備付け等	事業者又は特例輸入者	資産の譲渡等又は課税仕入れ 課税貨物の保税地域からの引き取りに関する事項	帳簿に記録し保存しなければならない	保存義務
法30条	仕入に係る消費税額の控除	事業者	課税仕入れ 特定課税仕入れ 保税地域から引き取る課税貨物	課税仕入れの税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合、(税額の控除を)適用しない	控除要件
法38条	売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除	事業者	課税資産の譲渡等に係る返品、値引き、割り戻し等 税込価格の売掛債権について減額をした場合	売上げに係る対価の返還等をした金額の明細を記録した帳簿を保存しない場合、(税額の控除を)適用しない	
法38条の2	特定課税仕入れに係る対価の返還等の帳簿	事業者	特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合	特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額の明細を記録した帳簿を保存し、(税額の控除を)適用しない	

## Q123

十文字俊郎税理士事務所

電帳法の審査

Q 帳簿や書類をデータで保存した場合、どのような審査が行われるのでしょうか。

従来

令和4年以降

承認申請書



税務著

保存開始

承認審査

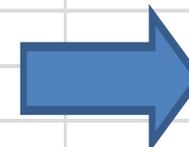


保存開始



(みなし)承認

税務著



納税者

税務調査

電帳法の審査

## 税込の推移

単位：十億円

税目	平成29年度	平成30年度	前年比	令和元年度	前年比	令和2年度	前年比	令和3年度	前年比
消費税	17,513	17,681	101%	18,353	104%	20,971	114%	21,889	104%
源泉所得税	15,627	16,565	106%	15,937	96%	15,998	100%	16,739	105%
法人税	11,995	12,318	103%	10,797	88%	11,235	104%	13,643	121%
申告所得税	3,254	3,336	103%	3,233	97%	3,192	99%	3,849	121%
相続税	2,292	2,333	102%	2,300	99%	2,314	101%	2,770	120%
関税	1,024	1,071	105%	941	88%	819	87%	893	109%
印紙収入	1,052	1,073	102%	1,023	95%	919	90%	961	105%
その他	6,030	5,979	99%	5,858	98%	5,374	92%	6,293	117%
小計	58,787	60,356	103%	58,442	97%	60,822	104%	67,037	110%
地方税	3,593	3,868	108%	3,733	97%	4,111	110%	4,844	118%
合計	62,380	64,224	103%	62,175	97%	64,933	104%	71,881	111%

\* 国税庁レポートより

## 個人関係推移

	平成29年度	平成30年度	前年比	令和元年度	前年比	令和2年度	前年比	令和3年度	前年比	単位
総人口	12,644	12,616	99.8%	12,571	99.6%	12,550	99.8%	12,450	99.2%	万人
就業者数	6,664	6,724	100.9%	6,676	99.3%	6,667	99.9%	6,723	100.8%	
確定申告数	2,222	2,204	99.2%	2,249	102.0%	2,285	101.6%	2,295	100.4%	
還付申告	1,306	1,303	99.8%	1,301	99.8%	1,330	102.2%	1,333	100.2%	
納税申告	638	630	98.7%	657	104.3%	657	100.0%	653	99.4%	
内事業者	168	167	99.4%	181	108.4%	175	96.7%	164	93.7%	
実地調査件数	73	74	101.4%	60	81.1%	24	40.0%	31	129.2%	千件
内申告漏れ	60	61	101.7%	50	82.0%	21	42.0%	27	128.6%	
申告漏れ金額	5,894	6,024	102.2%	5,640	93.6%	2,992	53.0%	4,198	140.3%	億円
内1件当たり	808	819	101.4%	945	115.4%	1,257	133.0%	1,337	106.4%	万円
追徴税額	947	961	101.5%	992	103.2%	533	53.7%	804	150.8%	億円
内1件当たり	130	131	100.8%	166	126.7%	224	134.9%	256	114.3%	万円
消費税件数	38	38	100.0%	31	81.6%	11	35.5%	17	154.5%	千件
内申告漏れ	31	32	103.2%	26	81.3%	9	34.6%	14	155.6%	
追徴税額	273	299	109.5%	281	94.0%	133	47.3%	241	181.2%	億円
内1件当たり	72	78	108.3%	91	116.7%	120	131.9%	143	119.2%	万円

\* 国税庁レポートより

## 法人関係推移

	平成29年度	平成30年度	前年比	令和元年度	前年比	令和2年度	前年比	令和3年度	前年比	単位
法人数	3,106	3,132	100.8%	3,165	101.1%	3,220	101.7%	3,283	102.0%	千法人
申告件数	2,896	2,929	101.1%	2,949	100.7%	3,010	102.1%	3,065	101.8%	
申告割合	91.2%	91.4%	100.2%	91.1%	99.7%	91.4%	100.3%	91.9%	100.5%	
黒字割合	34.2%	34.7%	101.5%	35.3%	101.7%	35.0%	99.2%	35.7%	102.0%	
申告所得	707,677	733,865	103.7%	<b>650,052</b>	88.6%	701,301	107.9%	<b>794,790</b>	113.3%	億円
欠損金額	137,101	130,541	95.2%	148,149	113.5%	<b>237,219</b>	160.1%	168,427	71.0%	億円
申告税額	124,730	127,922	102.6%	115,546	90.3%	121,220	104.9%	<b>139,232</b>	114.9%	億円
調査件数	<b>98</b>	<b>99</b>	101.0%	76	76.8%	<b>25</b>	32.9%	<b>41</b>	164.0%	千件
内申告漏れ	73	74	101.4%	57	77.0%	20	35.1%	31	155.0%	千件
申告漏れ所得	9,996	13,813	138.2%	7,802	56.5%	<b>5,286</b>	67.8%	6,028	114.0%	億円
内1件当たり	1,024	1,397	136.4%	1,023	73.2%	<b>2,117</b>	206.9%	1,479	69.9%	万円
追徴税額	1,948	1,943	99.7%	1,644	84.6%	<b>1,207</b>	73.4%	1,438	119.1%	億円
消費税件数	94	95	101.1%	74	77.9%	<b>25</b>	33.8%	<b>40</b>	160.0%	千件
内申告漏れ	55	56	101.8%	44	78.6%	16	36.4%	24	150.0%	千件
追徴税額	748	800	107.0%	723	90.4%	729	100.8%	869	119.2%	億円
内1件当たり	80	84	105.0%	98	116.7%	<b>297</b>	303.1%	<b>217</b>	73.1%	万円

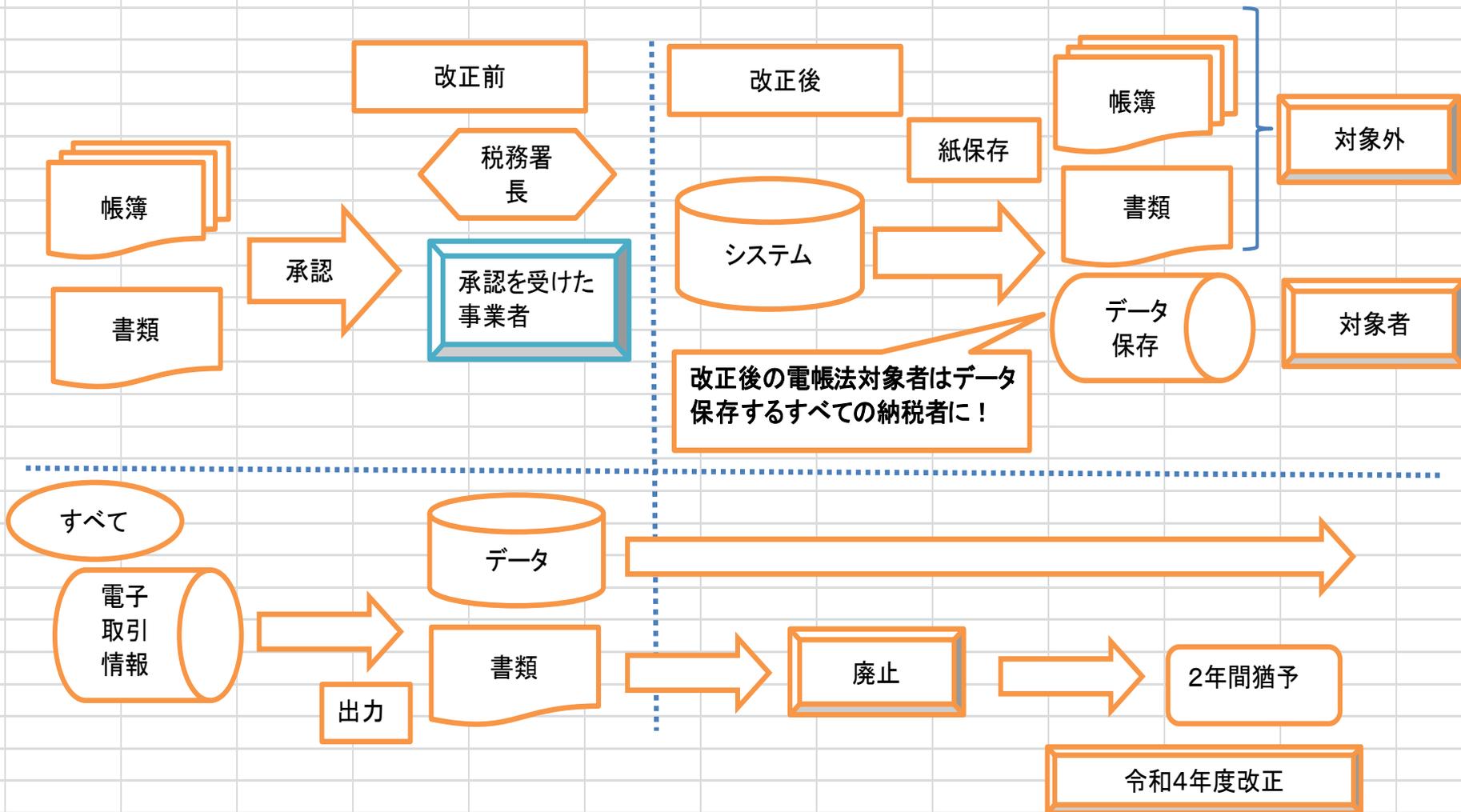
\* 国税庁レポートより

# Q33

十文字俊郎税理士事務所

## 電帳法対象者

Q 令和4年以降に電帳法の適用を受ける対象者はこれまでどう変わりますか。

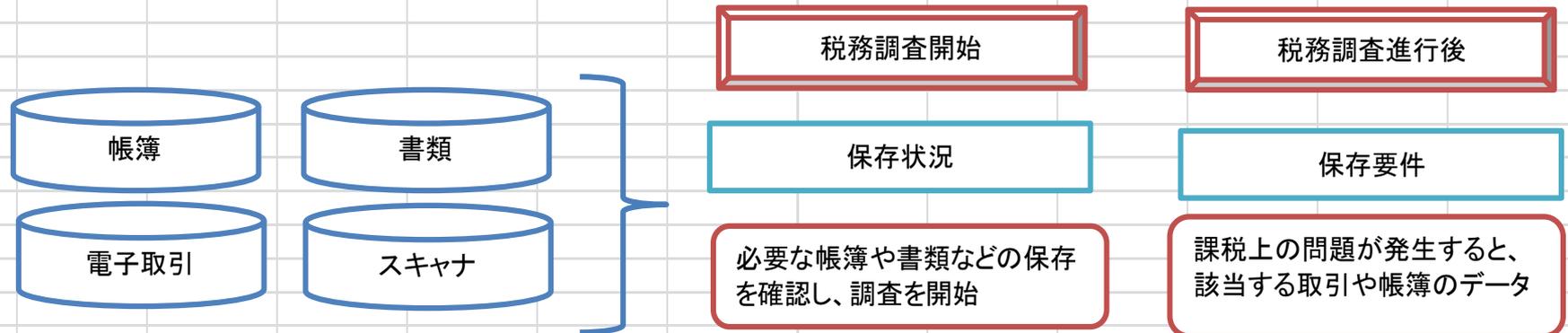


## Q124

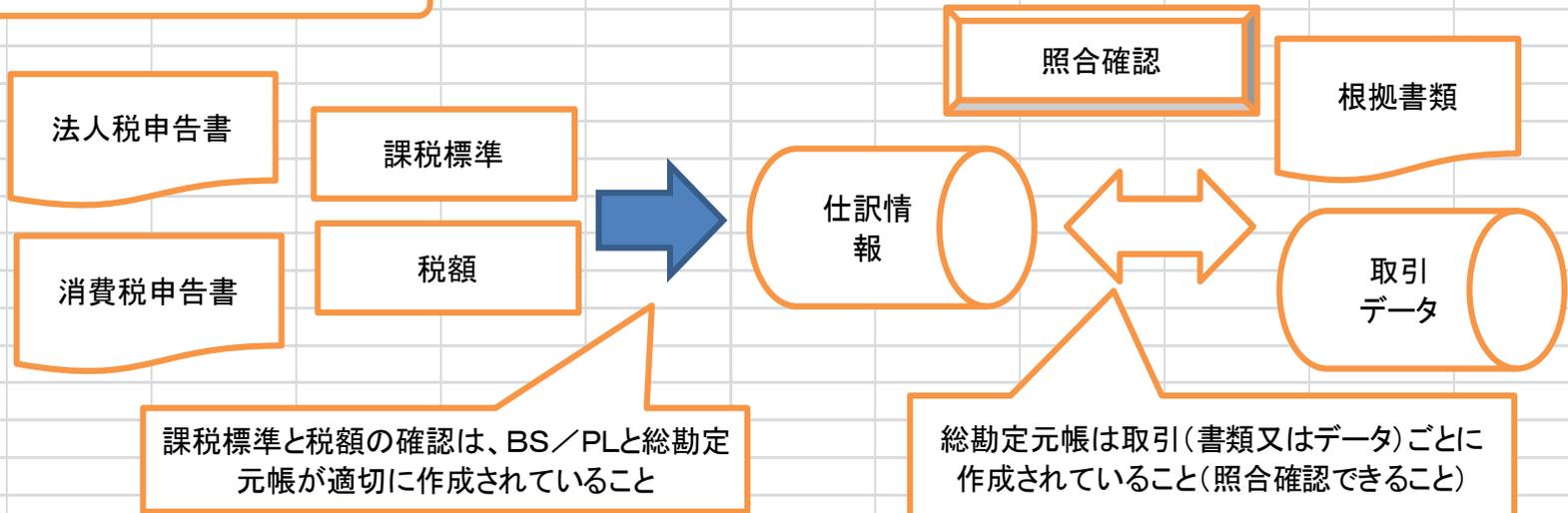
十文字俊郎税理士事務所

## データの審査方法

Q 今後、税務調査では保存したデータについてどのような審査が行われるのでしょうか。



## 税務調査とデータ審査



## Q125

十文字俊郎税理士事務所

## 税務調査の確認事項

Q 税務調査では保存したデータについてどのような点を確認することになるのでしょうか。

## ① 保存データの確認

調査開始段階で、確認が必要な帳簿や書類のデータがすべて揃っている

## ② データの検索

データを確認できる環境やソフトが準備できている(ダウンロード含む)

## ③ 根拠データと照合

仕訳情報とその根拠書類(又はデータ)が照合できること(整理保存)

## ④ データの保存確認

必要経費、又は税額控除に必要なデータの保存が確認できること

## ⑤ 仕訳処理の適否

根拠書類(又はデータ)から仕訳処理(勘定科目等)が妥当であると判断できること

## Q127

十文字俊郎税理士事務所

Q 帳簿や書類のデータが、電帳法に違反し不適切なものと判断された場合、どのような処分が行われるのでしょうか。

不利益処分の種類

申告もれ

課税処分

罰課金

行政処分

経費否認

過少申告加算税

青色申告の承認  
取消し

仕入税額控除否認

重加算税

提示又は提出に応じない

損金経理、税額控除要件に該当しない場合

意図的なデータ廃棄や改ざんなどの不正行為

調査忌避など税務調査に重大な支障を及ぼす場合

課税要件に注意して保存要件を選択

適格請求書データの保存  
支出内容等の明細データ保存(領収データ、納品データ等)  
仕訳処理に関係しない取引データ → 処分対象となる可能性 低

## Q128

十文字俊郎税理士事務所

## 不利益処分となる事実

## 重要性 高

①データの提示(又は提出)を拒むこと

②データを不正に改ざんすること

③データを保存しないこと

④電帳法の保存要件に著しく違反すること

Q 電帳法違反による不利益処分が行われるのは、どのような事実があった場合でしょうか。

## 主な電帳法の保存要件

- ⑤データの確認ができないこと(ダウンロードできないこと)
- ⑥該当するデータの表示や印刷ができないこと(ディスプレイ及びプリンタ)
- ⑦訂正削除の防止策を行っていないこと(スキャナ、電子取引、優良な電子帳簿)
- ⑧事務処理規程を作成していないこと(保存データの一覧が作成されていないこと)
- ⑨保存に関する事務手続き書類を作成していないこと(対象及び保存期限など)
- ⑩備付けが必要な書類がないこと(操作説明書、システム概要書、契約書など)

## 電帳法対応方法の考え方

法令準拠(電帳法)



保存対象

対象の種類ごとに電帳法の保存要件に従って保存

対応システムの導入



システムの運用ルール



対応する事務処理規程

不利益処分(課税)



行政処分

罰課金

課税処分

その他

処分の対象となる事実



①該当しないこと

必要なデータ



②保存していない

税務調査

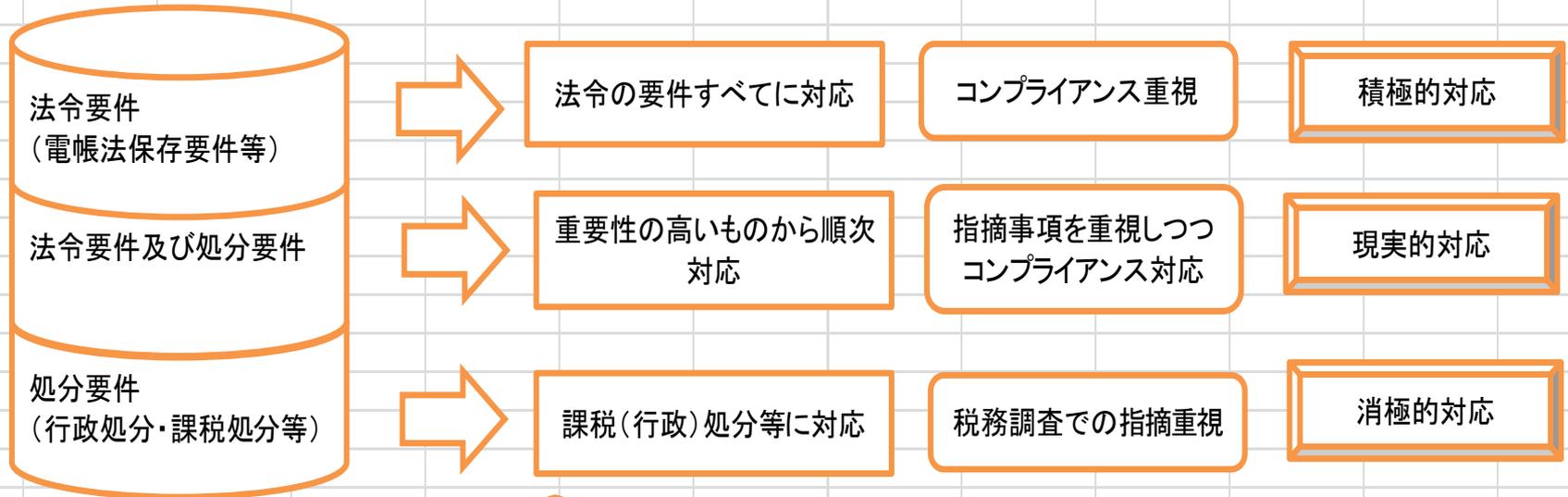


③支障を及ぼさない

①～③に該当しないことが重要

\*具体的な事実やケースを想定し、防止する対応策(システムや規程等)が必要

## 積極的と消極的対応



対応方法に万人共通のものはない ⇒ 事業者ごとに対応方法を判断する必要！(優先して対応する事業者)  
 ただし、どの対応もしない場合は、税務リスク(デメリット)が増加 ⇒ 新制度以降に受ける税務調査でリスク増加

電帳法対応しない

⇒ 税務リスク(増)

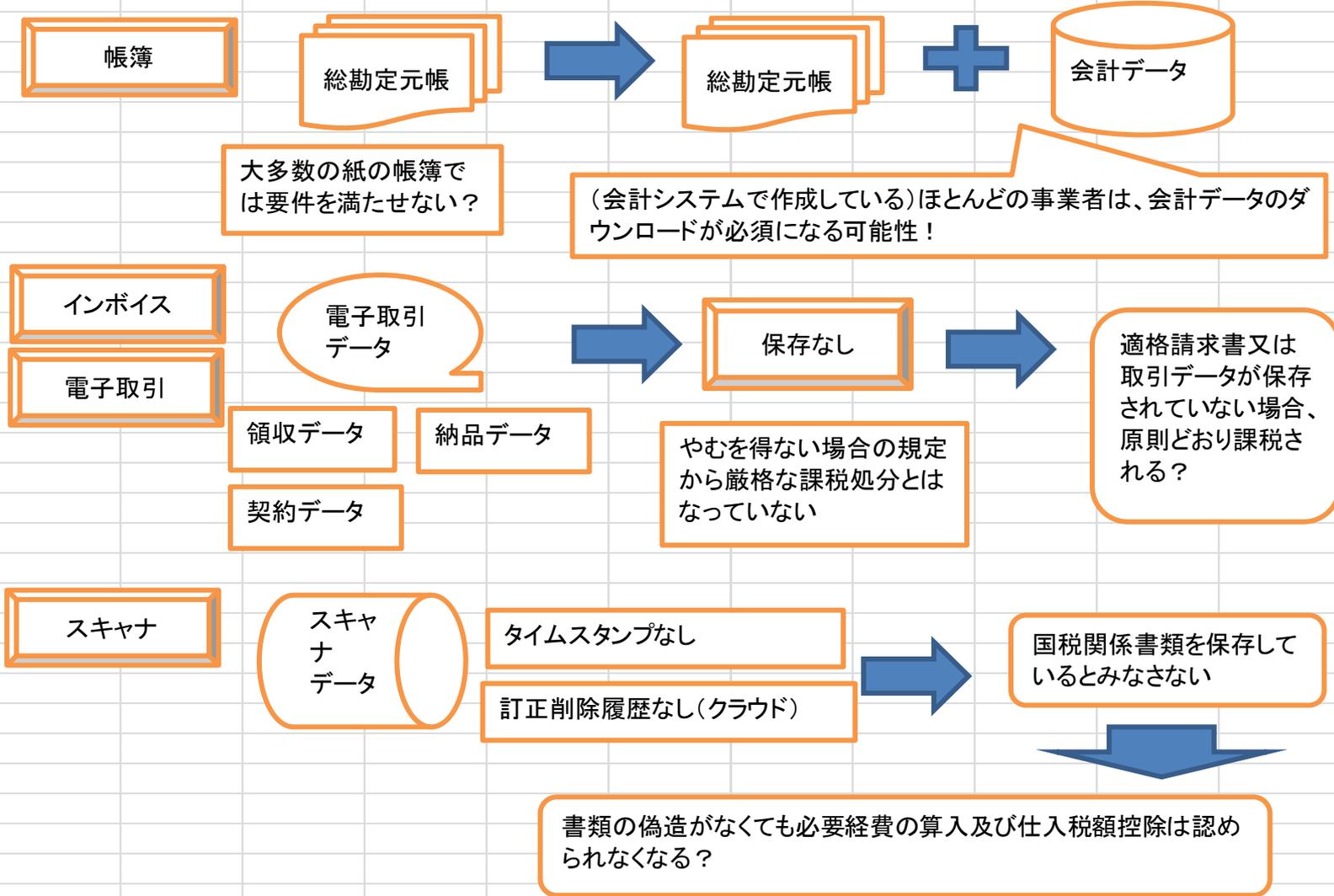
税務調査(課税処分、加算税、調査手法、調査期間など)  
への影響が懸念

Q150

十文字俊郎税理士事務所

改正電帳法とインボイス導入後の税務調査

Q 新電帳法やインボイス制度が「導入されることで、将来の税務調査はどのように変わっていくのでしょうか。」



影響を受ける事業者

Q 今後、最も税務リスクが高くなるのはどのような事業者か？

小規模事業者

中規模事業者

大規模事業者

電子取引事業者

同族系事業者

同族系以外

インターネット売上を専門とする事業者  
(無店舗事業者)

同族系事業者のうち、事業規模が比較的大きな事業者

超大規模事業者

インターネット売上を拡大、中心とする事業者

同族系事業者の場合、規模が大きくなればなるほど電帳法の影響が大きくなる

同族系以外の事業者は、上場法人など会計監査の対象法人は電帳法の影響大

小規模事業者では、これらの事業者が最も大きく電帳法の影響を受ける

影響の大きな事業者は優先して電帳法対応が必要